

調達仕様書

公立大学法人京都市立芸術大学

(担当：教務学生課)

件 名	教務学生課複合機の賃貸借及び保守
形状・寸法	別紙「契約条件」のとおり
予 定 数 量	<u>フルカラー複合機</u> (モノクロ) 900,000 枚 (15,000 枚×60 か月) (カラー) 18,000 枚 (300 枚×60 か月)
契 約 期 間	2025 年 10 月 1 日 ～ 2030 年 9 月 30 日
契 約 条 件	別紙のとおり
入 札 額	入札額は、複合機の賃貸借料と保守料金の契約期間全体の合計金額を提示すること。 なお、保守料金の算出は、上記「予定数量」に記載する数量によること。

契約条件

本仕様書においては、京都市立芸術大学を「甲」、契約業者を「乙」という。

(機器の設置場所等)

- 1 機器の設置場所は次のとおりとする。

京都市下京区下之町57-1 京都市立芸術大学 D棟1階

- 2 乙は、設置場所への機器の据付け及び旧設置機の撤去を行うこと。ただし、据付け及び撤去に係る費用は乙の負担とする。

(機器の性能)

- 3 機器は、次の性能を有するものとする。

(1) フルカラー複合機

- ア 解像度は、読取り、書込みとも 600dpi 以上であること。
- イ 最大 A 3 判、最小 A 6 判（はがきサイズ）のコピーが可能であること。
- ウ A 4 判横でのファーストコピーがフルカラーで 5.4 秒以内、モノクロで 3.6 秒以内、連続出力スピードがカラー・モノクロとも毎分 45 枚以上であること。
- エ 給紙は 4 段で、各段 590 枚以上の用紙をセット出来ること。また本体側面に手差しトレイを有し連続自動 100 枚以上給紙が可能なこと。
- オ 25% から 400% までのズーム機能を有すること。固定倍率設定は A 3 ⇄ B 4、A 3 ⇄ A 4、B 4 ⇄ A 4 の設定が可能であること。
- カ 自動濃度調整、自動用紙選択の各機能を有すること。
- キ ウォームアップタイムが 24 秒以内であること。
- ク 同時に 120 枚以上セットでき、かつ両面読み取りが可能な自動原稿送り装置を装備すること。
- ケ 両面コピーの枚数を本体にて確認できる機能を有すること。
- コ 両面原稿から両面コピーを作成する、完全自動両面機能を有すること。
- サ 1 操作で 1 部のみの試しコピーができるボタンを有すること。
- シ 操作の手順がわかりやすく表示される液晶タッチパネルを装備していること。
- ス スタック枚数 3,200 枚 (A4) のフィニッシャー。5 ポジションステープル、パンチ、サイズ混載ステープル、シフトソートが可能なフィニッシャーを装着すること。
- セ 連続複写が一度に 999 枚まで可能なこと。
- ソ ネットワークプリンター機能を有すること。
インターフェースはイーサネット (1000BASE-T/100BASE-T/10BASE-T) であること。
- タ ネットワークスキャナー機能を有すること。
複合機に蓄積されたスキャンデータを、パソコンのブラウザーを利用してダウンロードできること。
- チ スキャナーの保存先を指定する場合、甲が指定するフォルダーを複合機側でも選択できること。
- ツ エネルギー消費効率が 78kWh/年 (区分：複合機 b) 以内であること。
- テ グリーン購入法、エコマーク商品の基準に適合していること。

(コピー料金の支払)

4 コピー料金の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) コピー料金は、1 か月間のコピー枚数にコピー単価を乗じて得た額とする。
- (2) 1 か月間のコピー枚数は、1 か月間のコピーの総枚数から乙が設置機器の点検及び整備のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数を減じた枚数とし、総複写枚数のモノクロ0.3%、カラー及びカラープリント0.3%を差し引いて算出すること。
- (3) フルカラー複合機による2色印刷（単色印刷含む）については、モノクロ複写枚数にて算出すること。

(機器の保守等)

- 5 乙は、甲が設置機器を常時正常な状態で使用することができるように、社員を設置場所に派遣して点検及び整備を行い、必要に応じて消耗品（用紙及びステープラー針を除く。）の供給を行うとともに、甲の職員に設置機器の適正な操作方法を指導しなければならない。
- 6 設置機器の故障等により、甲が当該機器を正常な状態で使用できないときは、乙は、甲の要請に基づき、速やかに社員を当該機器の設置場所に派遣して、正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- 7 機器の管理等は次のとおりとする。
 - (1) 甲は、設置機器及び消耗品を善良な管理者の注意をもって使用し、管理する。
 - (2) 甲が、故意又は重過失により設置機器又は消耗品に損傷を与えたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。
 - (3) 甲は、機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知する。

(秘密の保持)

- 8 乙は、本業務の実施に当たり知り得た情報及び秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が完了した後又はこの契約が解除された後においてもまた同様とする。

(その他)

- 9 乙は、個人情報の適切な保護処置を講ずる体制を整備し、プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001シリーズのいずれかを取得していること。
- 10 乙は、環境に配慮した体制を整備し、KES、ISO14001のいずれかを取得していること。